

スマート農業団地モデル整備支援事業実施要領

制定 令和7（2025）年4月1日生振第13号

第1 趣旨

少子高齢化を背景とした担い手の減少が見込まれる中、本県農業を持続的に発展させて行くためには、新規就農者の確保に併せて、少ない労働力でも高い生産性を期待できるスマート農業を進めていくことが必要となる。

このため、スマート農業を導入した農業団地の創出を目指す「スマート農業団地基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、新規就農者の確保や生産の拡大に取り組む産地に対し、スマート農業機器や施設の整備などを支援する。

第2 事業の内容

この要領により実施する事業の内容、事業実施主体、補助率及要件等は、別表のとおりとする。

第3 事業実施手続き

事業実施主体等は事業実施の手続きを次のとおり行うものとする。

1 事業実施計画の申請等

(1) 事業実施主体（全国農業協同組合連合会栃木県本部を除く。）は、事業実施計画書（様式1-1別添）を作成し、別記のとおり承認を受けた基本構想を添付の上、様式1-1により、関係市町村長に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、関係市町村長と協議の上、事業実施主体は事業の実施計画を、市町村長を経由せずに農業振興事務所長に申請し、その承認を受けることができるものとする。また、農業振興事務所の範囲が2以上となる場合は、基本構想を承認した農業振興事務所に申請し、その承認を受けることができるものとする。

(2) 市町村長は、(1)により申請された事業実施計画が事業の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が確実であると見込める場合には、様式1-2により、関係農業振興事務所長に申請し、その承認を受けるものとする。

(3) 全国農業協同組合連合会栃木県本部が事業を実施しようとするときは、事業実施計画書（様式1-1別添）を作成し、別記のとおり承認を受けた基本構想を添付の上、様式1-2により、知事に申請し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の承認

(1) 農業振興事務所長は、1の(1)又は(2)により提出された当該事業実施計画

が、基本構想に即した取組であり、別表の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が確実であると認められる場合に、これを承認するものとする。

- (2) 知事は1の(3)により提出された事業実施計画が、別表の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が確実であると認められる場合に、これを承認するものとする。

3 事業実施計画の変更

次に掲げる事項の変更は、第3の1及び2に準じて行う。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 事業の廃止
- (4) 事業費の30パーセントを超える増又は県補助金の増
- (5) 事業費又は県補助金の30パーセントを超える減

第4 事業実施年度の事業実績の報告

- 1 事業実施主体（全国農業協同組合連合会栃木県本部を除く。）は、事業実績書（様式1-1別添）を作成し、様式1-1により、第3の1の(1)で申請した市町村長、又は農業振興事務所長に事業実績を報告するものとする。
- 2 市町村長は、事業実施主体から事業実績の報告があった場合には、様式1-2により農業振興事務所長に報告するものとする。
- 3 全国農業協同組合連合会栃木県本部が事業実施主体となる場合は、事業実績書（様式1-1別添）を作成し、様式1-2により知事に報告するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、実施状況報告を作成し下表のとおり報告するものとする。

様式	報告先	報告期限
様式2※	計画承認申請先と同じ	当該年度の4月末日

※知事申請事業の場合は様式2-2、それ以外は様式2-1

- 2 市町村長は、事業実施主体から事業実施状況報告があった場合には、実施状況を取りまとめの上、様式2-2により5月末日までに農業振興事務所長に報告するものとする。
- 3 農業振興事務所長は、事業実施状況の報告を受けた場合には、実施状況報告書の写しを速やかに知事に提出する。
- 4 農業振興事務所長は、1の様式2-1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、事業の目標に対して達成が見込めないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第6 実施体制及び指導推進体制

- 1 事業実施主体は、事業を適正に実施するため、必要な実施体制を整備する。
- 2 県及び市町村は、地域の実態や創意工夫を活かしつつ、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係機関の連携のもと、次の推進体制を整備する。

(1) 県段階

県は、市町や関係団体等との密接な連携を図り、事業の実施等について、推進・指導に当たるものとする。

(2) 市町村段階

市町村は、関係団体等との密接な連携を図り、事業の実施等について、推進・指導に当たるものとする。

第7 助成

- 1 この事業において、助成の対象とする経費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、この事業に要する経費について、別に定める当該事業に係る補助金交付要領により助成するものとする。

第8 その他

- 1 事業実施主体は、受益者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済等に参加するものとし、第3の1の事業実施計画の申請と併せ、参考様式1を添付するとともに、第4の1の事業実績の報告と併せ、園芸施設共済等への加入の証の写しを添付するものとする。

なお、事業実績の報告時にやむを得ず証の写しを提出できない 事情がある場合は、栽培用ハウスの受益者は、理由書（任意様式）を添付するものとし、証の取得後、速やかに写しを提出するものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則（令和7（2025）年4月1日付け生振第13号）

- 1 この要領は、令和7（2025）年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和10（2028）年3月31日をもって、その効力を失う。

別記

スマート農業団地基本構想について

1 基本構想の策定及び申請等

- (1) 基本構想の策定主体は、市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部とする。
- (2) 策定主体は、スマート農業団地の形成等を定めた基本構想（別記様式1別添）を策定し、別記様式1により農業振興事務所長（全国農業協同組合連合会栃木県本部にあっては知事）に申請し、その承認を受けるものとする。また、産地の範囲が2以上の農業振興事務所となる場合には、関係農業振興事務所と協議の上、申請する農業振興事務所を決定するものとする。
- (3) 基本構想の目標は次のとおりとする。
 - ア 基本構想の目標年度において、農業団地の面積が概ね50a以上又は販売額が概ね30,000千円以上であり、5年後の目指す姿の面積が概ね1ha以上又は販売額が概ね50,000千円以上であること。
 - イ 産地づくりに向けた実行性を有すること。
- (4) 目標年度は策定年度の翌々年度とする。

2 基本構想の承認

- (1) 知事又は農業振興事務所長は、1の(1)により提出された基本構想が、1の(2)を満たし、かつ、目標の達成が確実であると認められる場合は、これを承認するものとする。
- (2) 農業振興事務所長は、承認した基本構想を知事に提出するとともに、関係市町村長に送付するものとする。

3 基本構想の変更

次に掲げる事項の変更は、1及び2に準じて行う。

- (1) 策定主体の変更
- (2) 策定地区の変更
- (3) 前号に掲げるもののほか、知事又は農業振興事務所長が重要と認める変更

4 基本構想の達成状況報告

- (1) 策定主体（全国農業協同組合連合会栃木県本部を除く。）は、基本構想の承認年度から目標年度までの間、毎年度、目標の達成状況を別記様式2により、当該年度の4月末までに農業振興事務所長に報告するものとする。
- (2) 農業振興事務所長は(1)の報告を受けた場合には、達成状況報告書の写しを速やかに知事に提出する。
- (3) 全国農業協同組合連合会栃木県本部が策定主体となる場合は、基本構想の承認年度から目標年度までの間、毎年度、目標の達成状況を別記様式2により、当該年度の4月末までに知事に報告するものとする。

(4) 要領第 5 に基づく実施状況報告書の提出をもってこれに代えることができる。